

全国子ども会連合会運営費規程

(目 的)

第1条 公益社団法人全国子ども会連合会(以下、「この法人」という。)の運営費については、この「全国子ども会連合会運営費規程」(以下、この規程という。)によるものとする。

(適用される運営費)

第2条 この規程が適用される運営費とは、共済事業業務委託契約先の都道府県、及び指定都市子連が共済事業契約者から預かり、この法人に納付することとする。

2 運営費は、次の方法により、算定される。

(共済加入者1名につき) 20円×当年度加入者数

(支出の基本原則)

第3条 運営費の支出について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

(支出先)

第4条 運営費は、次の各号のいずれかに限り、支出できるものとする。

- 一 連合会事業
- 二 安全会事業
- 三 共済事業
- 四 その他公益目的事業
- 五 運営費のうち10%以下をこの法人の管理に関する費用に充てる事ができる

(理事会の職務)

第5条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、前条に規定する各号に対する各支出金額を審議し議決する。

2 理事会は、運営費の支出を管理・監督するため、全国子ども会連合会運営費の支出の経過及び結果について、少なくとも年2回又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。